

## 福島県産業廃棄物税の今後のあり方について 中間とりまとめ（案）＜概要版＞

### 1 産業廃棄物税の概要

#### (1) 税導入の経緯等

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用の推進等に関する施策をより一層推進するため、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号。以下「条例」という。）が平成18年4月1日から施行され、施行後5年目に当たる平成22年に現行制度のまま適用期間が延長されている。

条例において、平成27年度末を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、平成28年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討を行った。

なお、産業廃棄物税は、平成27年3月現在で、27道府県で導入されており、東北地方では6県すべてで導入されている。

#### (2) 税制度の概要

##### ア 目的

- ・産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- ・産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

##### イ 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

ウ 課税標準 県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

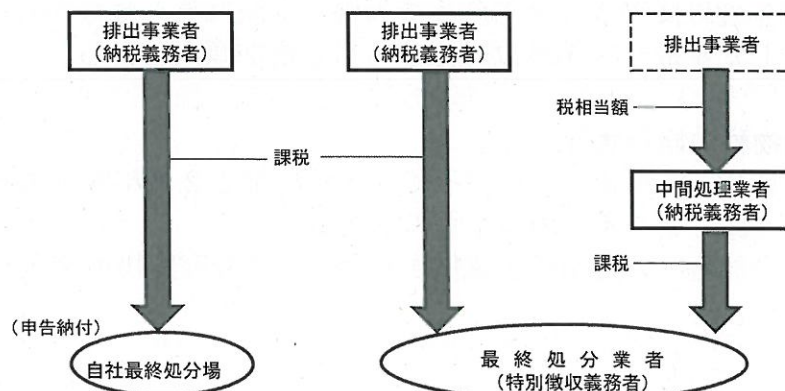
エ 税率 1,000円/トン

オ 徴収方法 最終処分業者特別徴収、申告納付（自社最終処分の場合）

##### カ 課税の特例

- ・自社最終処分の場合は、重量の1/2を課税標準とする。
- ・排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合、その超える部分については重量の1/2を課税標準とする。

#### 【税の仕組み図】



## 2 本県の産業廃棄物の状況

### (1) 県内排出量の状況

産業廃棄物の県内排出量は、税を導入した平成18年度以降減少が続いた。

平成23年度は東日本大震災により産業活動が停滞した影響などにより排出量が大きく減少となったが、平成24年度は産業活動の再開及び災害復旧・復興工事などにより排出量が増加し、平成22年度と同程度となった。

#### 県内排出量

(単位: 万t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
排出量	863.2	846.9	834.4	821.8	799.4	745.4	805.2
平成18年度比	100%	98% (△ 2%)	97% (△ 3%)	95% (△ 5%)	93% (△ 7%)	86% (△ 14%)	93% (△ 7%)

### (2) 県内最終処分量の状況

県内で発生した産業廃棄物の最終処分量は、税を導入した平成18年度以降、増加傾向が続いたが、平成20年度を境に減少傾向に転じた。

平成23年度は東日本大震災により産業活動が停滞した影響などにより大きく減少となったが、平成24年度は産業活動の再開及び災害復旧・復興工事の進捗などにより以前の水準より増加した。

#### 県内発生 of 産業廃棄物の最終処分量

(単位: 万t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
最終処分量 (最終処分率)	61.3 (7%)	69.6 (8%)	80.0 (10%)	71.8 (9%)	72.6 (9%)	52.3 (7%)	96.2 (12%)
平成18年度比	100%	114% (14%)	131% (31%)	117% (17%)	118% (18%)	85% (△ 15%)	157% (57%)

(注) 最終処分率 = (最終処分量 / 産業廃棄物の県内排出量) × 100

### (3) 県外への搬出量・県外からの搬入量の状況

産業廃棄物の最終処分に係る県外への搬出量・県外からの搬入量については、平成18年度以降平成22年度まで大幅な増減は見られなかったが、東日本大震災が発生した平成23年度以降はどちらも増加傾向にある。

## 3 産業廃棄物税の施行状況

税収に見合った事業充當を行っているが、平成23年度は東日本大震災の影響で事業が一部実施できなかったものもある。

また、会計処理の透明性を確保するため、産業廃棄物税基金を設け、適正に管理している。

## 産業廃棄物税の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26 2月補正後	(単位:千円) H27 当初予算
税収額 ①	580,828	470,554	765,997	706,742	637,140	555,662
徴税費用(7%) ②	40,658	32,939	53,620	49,472	44,599	38,896
基金利息積立 ③	431	572	638	762	383	829
繰越事業積立等※ ④	15,000			463		
積立額 ⑤	555,601	438,187	713,015	658,495	592,924	517,595
⑤=①-②+③+④						
事業充当額 ⑥	496,841	295,888	402,832	622,833	671,148	950,067
基金残高 ⑦	427,976	570,275	880,458	916,121	837,897	405,425
⑦=⑤-⑥ +前年度の基金残高						
単年度の基金残高	(58,760)	(142,299)	(310,183)	(35,662)	(△78,224)	(△432,472)

(注) 「※④」平成22年度は東日本大震災による繰越事業の執行残積立額、平成25年度は前年度事業過充当額戻入額。

また、平成22年度からの5カ年で、148事業、2,489,542千円が下記施策に充当されている。

・産業廃棄物排出量の抑制	20事業	472,244千円
・リサイクルの推進	13事業	51,230千円
・産業廃棄物処理施設の整備促進	51事業	501,377千円
・産業廃棄物に関する県民理解の促進	29事業	108,978千円
・不法投棄の未然防止	15事業	714,554千円
・その他産業廃棄物税の目的に適合する事業	20事業	641,159千円

### 4 産業廃棄物税の今後のあり方について

#### (1) 税導入の効果

景気の動向や東日本大震災による影響、循環型社会の形成に向けた総合的な取り組みの中で、産業廃棄物税による排出抑制効果を抽出することは困難であるが、税を導入した平成18年度から東日本大震災前の平成22年度まで県内排出量は着実に減少している。

また、産業廃棄物税を活用し、各種施策を展開してきた結果、排出事業者等に対する施設整備等支援により、約2万1千トンの産業廃棄物が削減されたなど、税充当事業による一定の効果が認められる。

さらに、県内の排出事業者等に対する意見聴取結果からも、税導入による一定の効果があることがうかがえる。

今後も、持続可能な循環型社会を形成していくためには、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の各種施策が必要であり、現在の税制度を継続することが適切であると考えられる。

#### (2) 税制度

##### ア 課税方式

現行の課税方式による税制度が定着しており、見直しが必要となる大きな課題等はないことから、現方式を継続することが適切であると考えられる。

##### イ 税率

現時点で、産業廃棄物税を導入している全27道府県で1トン当たり

1, 000円とすることを基本としており、他自治体との均衡が図られていることから、現税率を継続することが適当であると考え。

#### ウ 徴収方法

本県が採用する「最終処分業者特別徴収方式」は、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易で、納税者の事務負担や徴税コストも小さく、排出抑制に加え、中間処理業者による減量化やリサイクルを促すことが期待できる。さらに、税の公平性の観点からも好ましい方式であることから、現方法を継続することが適当であると考え。

#### エ 課税の特例

自社最終処分の特例措置については、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮し、継続することが適当であると考え。

また、最終処分場への年間搬入量が1万トンを超える事業者の特例措置については、排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合には一定の軽減措置も必要であることから、継続することが適当であると考え。

#### オ その他

一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物（併せ産廃）については、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、排出事業者の理解を得る必要があること、厳しい経済状況の中で新たな負担を求めることの是非、徴税コストとの兼ね合い及び課税手法に関する課題があり、これらの課題を解決することが重要であると考え。

### (3) 税の用途

産業廃棄物税は、次のような事業の財源とすべきである。

- 産業廃棄物排出量の抑制
- リサイクル(物質循環)の推進
- 産業廃棄物処理施設の整備促進
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
- 不法投棄の未然防止
- その他産廃税の目的に適合する事業

産業廃棄物税を活用する事業については、計画から評価、見直しを適切に行い、産業廃棄物税の目的に適合した効果的な事業を構築していくべきである。

また、産業廃棄物税を活用した事業やその成果等について、引き続き、県ホームページ等を通じて情報公開を行い、税負担者である排出事業者や産業廃棄物処理業者及び県民に対して周知し、理解を得るよう努めるべきである。

### 5 その他

社会経済情勢の推移や税制度の施行状況を勘案し、一定期間（5年程度）を目安として必要な見直しを行うこととすべきである。